

# 特別用途食品とは

- 乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、えん下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行うもの(特別用途表示)。
- 特別用途食品として食品を販売するには、その表示について消費者庁長官の許可を受けなければならない(健康増進法第26条第1項)。
- 表示の許可に当たっては、規格又は要件への適合性について、国の審査を受ける必要がある。

## 【現在の特別用途食品】

### 特別用途食品



#### 病者用食品

許可基準型  
低たんぱく質食品  
アレルギー除去食品  
無乳糖食品  
総合栄養食品

個別評価型

妊産婦、授乳婦用粉乳

乳児用調製乳

乳児用調製粉乳

乳児用調製液状乳※

えん下困難者用食品

えん下困難者用食品  
とろみ調整用食品

特定保健用食品

※乳児用調製液状乳は、平成30年8月8日より追加されました。